

令和4年度予算編成方針について

1 経済状況と国の動向

国では、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、「新型コロナウイルス感染症の克服とポストコロナの経済社会のビジョン」のもと、昨年度の補正予算及び令和3年度における予備費の活用を始め、新型コロナウイルス感染症による厳しい影響から国民の命と暮らし、雇用を守る万全の対応を行い、国民生活と経済を支え、失業率を主要先進国で最も低い水準に抑えてきた。その一方で、人口動態としては少子高齢化が一層進むことが見込まれ、今後も新型コロナウイルス感染症に対して万全の対応を行うとともに、世界全体の急速かつ大きな変化に、スピード感を持って果敢に対応していくことが求められるとしている。

地方行財政については、日本全体を元気にする活力ある地方創りのもと、新型コロナウイルス感染症を契機とした地方への関心の高まり、テレワーク拡大、デジタル化といった変化を後押しして地方への大きな人の流れを生み出し、新たな地方創生を展開し、東京一極集中を是正し、活力ある地方を創り、地方の所得を引き上げ、日本全体を元気にしていくとしている。

また、令和4年度の概算要求に当たっては、歳出全般にわたり、平成25年度予算からの歳出改革の取り組みを強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化としている。また、年金・医療等に係る経費については高齢化等に伴ういわゆる自然増を加算した額の範囲内とし、義務的経費については、前年度の予算の範囲内において根拠を明示化した額としている。

今後、国から公表される令和4年度の地方財政収支見通し及び地方財政計画においても、地方財政にとって引き続き厳しい状況となることが予想されるため、国の動向を注視し情報収集に努める必要がある。

2 本町の財政状況

歳入では、自主財源の根幹である町税について、新型コロナウイルス感染症の影響により企業収益の減少及び個人所得の減少が見込まれることなどから、大幅な落ち込みを見込んでいる。これに伴い、本来であれば地方交付税及び臨時財政対策債により補てんされる見込みではあるが、国自体の税収も落ち込んでおり期待は出来ない状況である。

歳出では、義務的経費のうち、高齢化に伴う医療、介護等による社会保障費、消費税率引き上げに伴う、幼児教育無償化による公費負担のほか公債費が増加

している。更に、コロナ禍における「新しい日常」の下、住民の安心・安全のためにも、感染症の危機からの脱却に努めなければならない。

また、老朽化した公共施設等の維持管理費や委託料等の物件費は横ばいとなっており、令和2年度の経常収支比率は92.8%となり前年度対比で1.3ポイント減少したものの、依然として、財政構造の硬直化が懸念される場所である。

その他の指標についても、実質公債費比率は4.1%となり前年度対比0.4ポイントの増、将来負担比率も20.4%で前年度対比11.4ポイントの増とともに上昇している。さらに、近年実施した大規模な公共工事に伴う起債発行により、今後においても公債費の増加が見込まれるため、計画的・効率的な財政運営の強化に努める必要がある。

3 令和4年度予算編成方針

第1 総論

令和4年度予算編成に当たっては、第6次越生町長期総合計画のまちづくりの基本理念を踏まえ、令和3年3月に改訂した「越生町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げた基本目標を着実に推進するため、自主財源の確保を強化し、より一層の創意工夫を図り、限られた財源の有効的な活用に向け、全庁を挙げて組織的・横断的に予算編成に取り組むことが重要である。

そのためには、全ての職員が現在の厳しい財政状況について十分理解したうえで、これまでの事務事業における成果及び課題を徹底的に検証することが求められる。

現在、実施している事業の必要性、優先度、内容等を改めて精査し、さらなる経費縮減を図り、持続可能な財政基盤の確保に取り組むものとする。

第2 予算編成の基本的な考え

高齢化に伴う医療、介護等の社会保障費及び、老朽化した公共施設等の維持管理費の増加が見込まれるが、人口減少問題への取り組みとして、福祉・子育て支援や教育環境の充実、観光・商工事業や農林業の支援強化など、各種重要課題に適切に対応し、首都圏内外から、流動人口や関係人口の増加を図り、移住・定住を促進し、安心元気な越生町を推進するものとする。

これら高度・多様化する行政需要に的確に対応するためには、限られた財源を効率的かつ効果的に活用し、ポストコロナ・ウィズコロナを見据え、前例踏襲からの脱却による事務事業の見直しが必要であり、それぞれの事業・施策がどのような政策目標の達成のために予算化されたものかを再確認するとともに、目標達成のために最小の経費で最大の効果を上げられるようゼロベースで検討することとする。

また、執行方法や執行体制を含めた積極的な事業の見直しを行うほか、創意工夫を念頭に、各課（局）内で十分議論を尽くしたうえで予算編成に取り組む

ものとする。

第3 予算編成に関する基本的事項

- (1) 当初予算は、原則として通年予算を編成するものとし、年間を通して予測されるすべての収入・支出を確実に見込むこと。年度途中の補正は制度の改正に伴うもの及び災害関連経費等、緊急性を求められるもの以外は原則として認めない。
- (2) 歳入の合理的な確保を図るとともに、財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹して、創意工夫と節度ある財政運営を堅持すること。
- (3) 実施計画及び概算要求に掲げた事業のみ予算要求の対象とする。この事業以外で要求が必要なものは、十分な内容を精査したうえで、別途詳細な資料をもとに予算ヒアリングに臨むこと。
- (4) 新規事業は、真に住民福祉の充実に寄与する緊急不可欠なものと重要施策のみに限定すること。この場合、既存の経費の組み替えや節減合理化により、必要な財源を極力捻出するとともに、後年度に過重な財政負担を招くことのないよう留意すること。
- (5) 既存の事務事業については、内容及び効果を十分検討すること。既に所期の目的を達成した事業や情勢の変化等により事業推進の必要性が薄れているものについては廃止するなど、類似事業の整理統合など徹底した見直しを図ること。
- (6) 国、県支出金を財源とする事業については、国、県の予算編成の動向や行財政改革に伴う制度改正を的確に把握し、事業効果、負担区分のあり方を十分検討して事業の選択に努めること。
- (7) 各事業については、執行計画を事前に十分検討し、年度内に確実に終了するよう特に留意すること。
- (8) 経常経費の節減、合理化についても重要課題と認識し、引き続き、さらなる一般行政経費の抑制に努めること。
- (9) 議会及び監査委員からの指摘や要望事項、並びに住民からの請願、陳情、要望等については特に留意し、緊急性、必然性を十分検討したうえで対応すること。
- (10) 継続費及び債務負担行為を設定する場合については、事業の規模、年割額等を十分検討し、後年度に過重な財政負担を招くことのないよう留意すること。
- (11) 特別会計及び企業会計については、一般会計に準ずることとし、特に企業会計は「独立採算」の原則に基づき、経営的視点に立って今後の見通しについて十分な検討を行い、安易に一般会計からの繰入れに依存することのないよう、財政の健全化に努めること。